# 第2回双葉町復興町民委員会 議事要旨

■日 時: 平成30年12月21日(金) 13時30分~15時20分

■場所: 双葉町いわき事務所 2階大会議室

■出席者: 復興町民委員 委員20名(欠席:3名)

オブザーバー (国)復興庁、福島復興局、内閣府原子力被災者生活支援チーム/(福島県)避難地域復興課

双葉町 副町長、教育長、総括参事及び各課長等
(町復興まちづくり計画推進会議構成員)

事務局 復興推進課 / 一般財団法人電源地域振興センター

### ■議事概要:

- 1. 開会 (略)
- 2. 委員長あいさつ (略)
- 3. 説明事項
- (1)双葉町内の復興・復旧の取組状況について
  - ○資料2により双葉町内の復興まちづくりに関する取組状況を説明。
    - · ⑧駅西の「H30.11 工事着手」は誤り。H31 から着工予定。

### (主な意見)

- ・公共施設の整備について
- ▶官民複合施設とはどのようなものを考えているか。
- →復興まちづくり(第二次)計画では「福祉・商業・交流機能等を持った官民複合施設を建設する」 としている。現在、基本構想を策定したところであり、具体的な内容は今後検討する。
- ▶公共施設の復旧・解体や新設等の計画の概観を一目で把握できるようマッピングされた資料が あるとわかりやすい。
- →現在、公共施設の被害状況調査を進めているところであり、その結果をもとに復旧・解体・新設等を計画する。見せ方の工夫については調査結果を踏まえて検討する。
- ▶復興祈念公園やアーカイブ拠点施設の維持管理の主体は誰か。
- →いずれも福島県が行う。
- ・まちづくり会社について
- ▶まちづくり会社設立の進捗状況はいかがか。
- →来年3月の設立、4月以降の事業開始に向け準備を進めている。今年の8月、9月に行った まちづくり会社設立検討会において基本方針を策定し、町づくり会社の業務内容の柱を精査し た。この基本構想を具現化させるための準備会合を近いうちに開催する予定で、委員の選定を 行っている。来年4月から開始する事業として、空き地空き家バンク事業やイベント実施・コミュ

ニティ支援、また2020年度以降は震災の伝承に関する事業を検討している。

### ・企業誘致について

- ▶20 社と立地協議中とあるが、進捗はいかがか。また就業者数はどの程度を見込んでいるか。
- →20 社それぞれ進捗は異なるが、いずれも具体的な手続きに入っている。すでに企業から申請書が提出され審査を進めている企業もあれば、申請書提出の準備中の企業もある。立地協定締結済みの企業数が増えるよう手続きを加速させたい。就労人口の見込みについては製造業や事務作業等、企業の業種により想定される雇用者数が異なるが、1 企業につき数名から 10 名程度の雇用を仮定した場合、全体で 100~200 名程度の雇用創出が見込まれる。加えて企業誘致エリアはまだ空きがあること、また産業交流センターの貸事務所も空いていることから、今後さらに雇用を創出できるよう努力を続けていく。

### 農業再開について

- ▶震災前からある水田エリアについて、水路付け替え等の基盤整備の予定はあるか。
- →現在、特定復興再生拠点区域の土地利用計画に基づいて土地整備を進めており、農地再生 のために基盤整備が必要となれば地権者の理解を得ながら進めたい。
- ▶「再生可能エネルギー活用·農業再生ゾーン」の整備は、町が土地を買収して行うのか。
- →町が土地を買い上げる予定はない。事業者と地権者の意向のマッチングが重要であると考える。
- ▶「再生可能エネルギー活用・農業再生ゾーン」は「再生可能エネルギーを活用した農業再生」ゾ ーンということか、もしくは「再生可能エネルギー」または「農業再生」を行うゾーンということか。
- →「再生可能エネルギー活用」と「農業再生」は並列であり、どちらかができればよいが、再生可能エネルギーを活用した農業の再生ができればベストである。
- ▶耕作再開モデルゾーンに指定されたエリアの農家は農業基盤整備の計画を進めていたが、いざ 実施というときに原発事故が起き、振り出しに戻されてしまった。この 11 月に上羽鳥地区、下羽 鳥地区の農家がそれぞれ集まって会合を開くなど、農業再開に向けて動き始めている。もし町 による整備の計画があるのであれば、このような農家の自主的な集会も無駄になってしまうので 早目に教えて欲しい。
- ▶ 先日行われた営農再開に向けた説明会にて花き栽培の話が出ていたが、再生可能エネルギー を活用した花き栽培を行うということか。
- →再生可能エネルギーを活用した花き栽培は有力な案として考えている。面的な土木開発あり きというわけではないが、農業再生のための基盤整備は必要になると考えている。また担い手や 販売ルートの確保等を含めた農業の出口戦略についても検討を進める必要があり、方針が固ま り次第お示ししたい。
- ▶国の資金で基盤整備をすると農地以外の活用はできなくなる。また整備に先だって土地所有者 に同意をとる必要もあるため、町は慎重に検討してもらいたい。
- →承知した。

## 4. 協議事項

- (1)避難指示解除に関する考え方(案)について
  - ○資料3-1、3-2により避難指示解除に関する考え方について説明。

# (主な意見)

- 放射線・被ばく量等に関すること
- ▶国による解除の3要件に「年間積算線量が 20mSv 以下になること」とあるが、以前は年間積算線量の上限を1mSv 以下だったものがいつのまにか 20mSv まで引き上げられてしまった。年間 1mSv 以下であれば、発がん可能性が高まるとされる 100mSv に達するまで 100 年かかり、気にすることはないと思っていたが、年間の被ばく量が 20mSv となると 5 年で 100mSv に達してしまう。これについて町はどう考えているのか。
- →「年間積算線量 20mSv 以下」は国による解除 3 要件の一つでしかなく、他の要件に「県、市町村、町民との十分な協議」とあるとおり、国によって一方的な解除が行われることはない。線量については先行解除した周辺市町村の実態も踏まえながら町として独自に検証し、国とも連携を取りながら帰還が可能な状況かどうかを判断する。100mSv を超えて被ばくすると発がん性が高まるというのは一年間の被ばく量の積算であり、年を越えて積算するものではない。
- ▶もともと国際的な被ばく量の限度基準は年間 1mSv であったが、日本は原子力事故発生後に年間 20mSv に引き上げた。日本は基準を緩めるのが早すぎるのではないか。一方で、前田川周辺など除染が進んでいない場所、特に土手など草が茂っている場所等ではまだ線量が非常に高く、そこに行くだけで一日の上限を超えてしまうこともあり、現実的には国や国際的な基準をクリアするのは難しい。どの数値なら町に入ってもいい、というのは町民自身が決めるべきと考える。
- →年間の上限が 1mSv だったものを 20mSv に引き上げたのではなく、この 2 つはもともと別の基準である。年間 1mSv は国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告である「計画被ばく」に基づく基準値で、20mSv については原子力安全委員会が「現存被ばく」の参考基準幅として提唱している年間20~100mSv のうち、最小値の 20mSv を設定しているもの。
- ▶安全委員会が安全を保障できるのか。何をもって安全な基準というのか。
- →100mSv を超えると発がんの可能性が高くなる一方で、100mSv を下回ると被ばくによる発がん率の上昇が証明できない。これをもって 100mSv 以下という基準が設定されている。
- ▶震災前、原子力発電所構内で使用していた車は 100CPM 以上のものは汚染車とされ、除染しなければ構外に出せないことになっていたが、現在は国が基準を変えて 15kCPM 以下であればそのまま構外に出られるようになってしまった。 構内の 1kCPM のところで作業をする時、作業員は二重の防護服とゴム手袋、全面マスクの着用を義務付けられているが、15kCPM の車が構外にでて町の工場で車両整備に出したら、工場の作業員は何の防御もなく直接車を触って作業することになる。このままでは双葉町を汚染された車が走り回ることになってしまう。 町からも規制の厳格化を要望してもらいたい。
- →被ばく量に関することについてこの場で結論を出すことは難しいが、今後立ち上げる検証委員会でしっかりと検証していただきたい。

- ・上下水道の整備状況について
- ▶上下水道整備の進捗はいかがか。特に 2020 年の避難指示解除までに両竹地区の整備は間に 合うのか。
- →震災前、両竹地区の下水は中浜橋の下に下水管を走らせて処理していたが、津波によって中 浜橋が流されてしまった。また現在中浜地区の海岸防災林の整備を行っているため、それが終 わるまでは下水道の復旧工事が出来ず、2020 年までに両竹地区の下水道整備は間に合わな いので、合併処理浄化槽で行うことになる。なお合併浄化槽を入れる際には町が補助を出すこと を検討している。
- ▶復興産業拠点の上下水道の整備状況はいかがか。
- →上水道の整備は進行中で、2020年には送水可能。下水道は合併浄化槽で対応予定。

### ・営農再開について

- ▶農家の多くは、営農再開しても汚染された水や土壌が流れてくるのではないか、苦労して作ったものが売れないのではないか等、不安を抱えている。検証委員会には農地の線量だけでなく周辺の山や川から流れてくる汚染水や土壌にも注意していただきたい。除染の前提として農家組合を立ち上げるよう言われているが、地権者は全国に分散して避難しており、一軒ずつ連絡を取るのも一苦労である。組合を作った後にやはり線量が高くて農業が再開できない、またはせっかく作物を作っても売れないとなったことになると大変困る。役場の方には慎重に検討していただきたい。
- →ご指摘いただいた不安はごもっともである。担い手確保から販路確保まで、町として一体的な営 農再開の案を早期にお示しさせていただきたい。農業の再生は非常に重要だと考えているので、 皆さんからの意見を伺いながら、検証委員会による検討事項に組み入れていく。

# ・放射線量の測定について

- ▶上空から測定して作成された文部科学省の放射線分布マップは非常に精度が高い。私も現場で検証を行ったが、極めて精度が高く信頼できる情報である。正確な情報があれば各人が帰町等の判断材料に使えるので、少なくとも年に1度は調査して情報を更新してもらいたい。国・県・町には飛行機、ヘリコプター、ドローン、GPSなど新たな手法も活用して、引き続き正確な情報発信をお願いしたい。
- →不安の払しよくには正確な情報が不可欠である。検証委員会でしっかり揉んでいただきたい。

# ・避難指示解除後の課税について

- ▶避難指示が解除されると固定資産税の課税が始まるのか。
- →地方税法では避難指示が出ている地域は固定資産税の金額を免除、避難指示解除後 3 年間 は半額を免除とされている。先行解除された周辺自治体ではこの 1/2 の課税分を町が負担して いるところもあり、これらを参考にしながら双葉町としての対応を検討したい。
- →避難指示が解除される地区とされない地区で課税の待遇に差がでると町内に亀裂が入るのでは ないかと危惧している。 慎重な配慮を求めたい。
- ▶建物を壊して平地にすると、建物がある場合と比べて固定資産税が6倍になるため解体に二の足

を踏んでいる人も多いのではないか。また年配の方はこの点をよく理解せずに解体し、課税されてから驚く人もいるのではないか。

- →原則として固定資産税は法律で定められた評価基準に則って課税する。一方で、非住宅用地になると固定資産税が6倍になるのはご指摘のとおりだが、地方税法により東日本大震災の被災地区は平成 20 年度から 30 年度の 10 年間は空き地をみなし住宅用地として扱うことが認められている。ただし、これは今のところ津波・地震といった自然災害の被災地区についての適用なので、原子力事故による被災地区についても同様の扱いが受けられるよう国に要望している。
- ▶P7 の2(1)に「高速道路の無償化や医療費の一部負担金の減免等の各種生活再建支援措置、 また避難先自治体からの公的サービスの提供など各種手続きの特例や、当町の住民票の扱い などについて、避難指示解除と同時に打ち切るのではなく」という記載があるが、意味がわかりにく い。どういうことか。
- →高速道路や医療費の減免等が避難指示解除と同時に打ち切られないよう、町として要望活動を行う。また住民票の扱いについても、町民の方々が不便を被ることのないよう国等と協議、連携していくというもの。

### ・住民票の扱いについて

- ▶住んでいる地域に住民票がないために不利益をこうむる町民がいる。例えば福島県外の民間企業に就職する場合、採用の条件として住民票を現地に移すことを求められ、移さざるを得ない人もいる。また避難先の自治体に住民票がないと入学や墓地・土地の取得など住民・行政サービスを受けられない等と言われることがある。日本のどこでも通用する仕組みを作っていただきたい。
- →町として全国的に通用する仕組み作りが課題である。
- ▶この問題は双葉町だけでは解決できないので、国にしっかりと要望してもらいたい。

#### ・医療・介護サービス体制の整備について

- ▶2,000 人の居住人口目標に対応するためにはグループホーム 2 つ、計 14 名程度の職員が必要になるが、担い手の不足が懸念される。一案として、町内の使う予定のない建物を寮として改装し、外国人労働者を呼び込んではどうか。
- →いただいたご意見も参考にしながら、2020 年以降に特別養護老人ホームせんだんも交えて具体的な検討を進めたい。
- ▶国に要望を出すにしても、避難指示が出されているうちでないと特例措置等は要望できない。解除になったら他の市町村と同じとなり、特別扱いは認められにくい。
- →担い手の確保は町の復興の重要ポイントなので、検証委員会に限らず色々な場で検討し、国に 対しても強く要望していきたい。

### ・検証委員会について

- ▶ 資料によると検証委員会は放射線に関する検証を行うということだが、検証する対象は放射線関係に限定せず、他にも必要なことを検証できるよう幅を広げた方が良いのではないか。
- →検証委員会による検証対象として第一に必要となるのは放射線量の検証であり、これは特に原

子力に詳しい専門家の知見を求めなければならないためあらかじめ特記した。生活環境整備に関する検証項目については復興町民委員会や住民説明会などを通じて議論させてもらいたい。

# ・役場機能の再開について

- ▶2020年に再開する役場機能一部再開について、場所や業務内容はどのように予定しているか。
- →場所はコミュニティセンターの活用を検討している。業務内容は検討中であるが、まずは必要最 小限のものから始める考えである。

## ・避難指示という言葉について

- ▶前回の復興町民委員会で委員から指摘があった「国から発令されたのは避難指示だったのか、 命令だったのか」という点について、町から国に確認してもらうことになっていた。報告をいただきた い。
- →国の制度上の言葉としては「指示」であったということだった。ただ町民の感覚としては、指示という言葉で一般的に想起される「お願いベース」ではなく強制力を伴うような「命令」だったという見解は、引き続き国に伝えていく。また町としても町民の皆様の認識に寄り添った復興まちづくりを計画していかなければならないと考えている。
- ▶言葉をあいまいにせず認識を統一させるべきだと考える。

#### ・その他

- ▶ 第一原発敷地内の防潮堤の嵩上げ工事が先延ばしになっているが、今のままでは不安なので早めに実施してもらいたい。
- →ご意見があった旨を工事主体の国と東電に伝達する。
- ▶5 年後の居住人口目標 2,000 人の根拠は何か。
- →毎年行っている住民意向調査の結果に基づき帰町人口を 1,400 名、新町民を 600 名程度と 見込んでいる。
- ▶整備後の町の姿が見えていないので、具体的にどのような構想があるのかわかりづらい。わかりやすく絵を描くべきだと思う。また費用対効果だけで検討していてはよい復興はできない。まずはあるべき姿を提示してもらいたい。
- →多くのご指摘・ご提案に感謝する。具体的な絵を描く必要性は、まさにおっしゃる通りだと考える。 町としての取り組みは「避難指示解除に関する考え方」に示しているが、今後更に掘り下げて改め て委員の皆様にお示しできるよう、2020 年および 2022 年の帰町に向けて、町としてしっかり取り 組んでいく。

# 7. 閉会 (略)

以上